

介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）に関する
市が定める一定の研修について

1 実施主体

市又は市が研修実施事業者と認めた事業者（以下「研修実施事業者」という。）

2 受講対象者

本市において訪問型サービスAを提供する事業所で勤務する者、又は勤務を予定している者。なお、総合事業（従前相当サービス）の資格基準を満たす訪問介護員等については、既に必要な知識等を有していることから、受講の対象外とする。

3 研修内容

(1) 実施内容

以下の内容について、市が指定する教材を使用して18時間以上（開講式や修了証授与の時間を除く）行うこと。なお、以下の研修内容のほか、各事業者が必要と判断する内容（実習等）を追加で実施することを妨げない。

| 項 目 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 超高齢社会の理解 介護保険制度の理解 | ・介護保険制度 ・総合事業のあらまし |
| 尊厳の保持と自立支援 | ・職業倫理 ・個人情報保護 |
| 高齢者の疾病の理解 | ・老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ・高齢者と健康 ・認知症を取り巻く状況 ・認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ・家族への支援 |
| コミュニケーション技術 | ・介護におけるコミュニケーション ・介護におけるチームのコミュニケーション |
| 生活支援技術 | ・生活支援の理解 ・総合事業における生活支援 ・高齢者の栄養と食生活への支援 ・高齢者の衣生活への支援 ・高齢者の居住環境への支援 |
| リスクマネジメントと緊急時の対応 | ・介護における安全の確保とリスクマネジメント ・介護職の安全 |

(2) 市が指定する教材

「はじめて学ぶ 生活支援」(発行：株式会社日本医療企画)

(3) 講師

研修を実施する場合は、内容を十分に理解し適切に指導できる者を講師とすること。

訪問介護員や介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師等の有資格者が望ましい。

4 研修修了者

(1) 市が実施する研修

研修修了者に対して修了証を交付し、市の研修受講者名簿に登録する。

(2) 研修実施事業者が実施する研修

研修実施事業者として認定を受けた後、随時実施が可能。

研修実施事業者の認定は、平成30年9月より受付開始予定。

市が定める様式により、研修実施事業者が研修修了者に対して修了証を交付し、修了証の写しを市(長寿福祉課)に提出する。

5 研修日程

(1) 市が実施する研修

上記3の内容について、平成30年9月中に第1回目を実施する。具体的な日程および第2回目以降の開催については、別途連絡する。

教材購入費は参加者の負担とする。

(2) 研修実施事業者が実施する研修

研修実施事業者として認定を受けた後、随時実施が可能。ただし研修期間については、研修を実施する毎に研修初日からおおむね1カ月以内に上記3の内容をすべて終了すること。

研修実施事業者の認定は9月より受付開始予定。

6 その他

(1) 本研修は、あくまで本市における訪問型サービスAに従事するためのものであり、他市町村については当該市町村の判断によることに注意。

(2) 研修実施事業者の認定に関する具体的な手続については、別途連絡する。